

白糖町地域防災計画

第 2 章

防 災 組 織

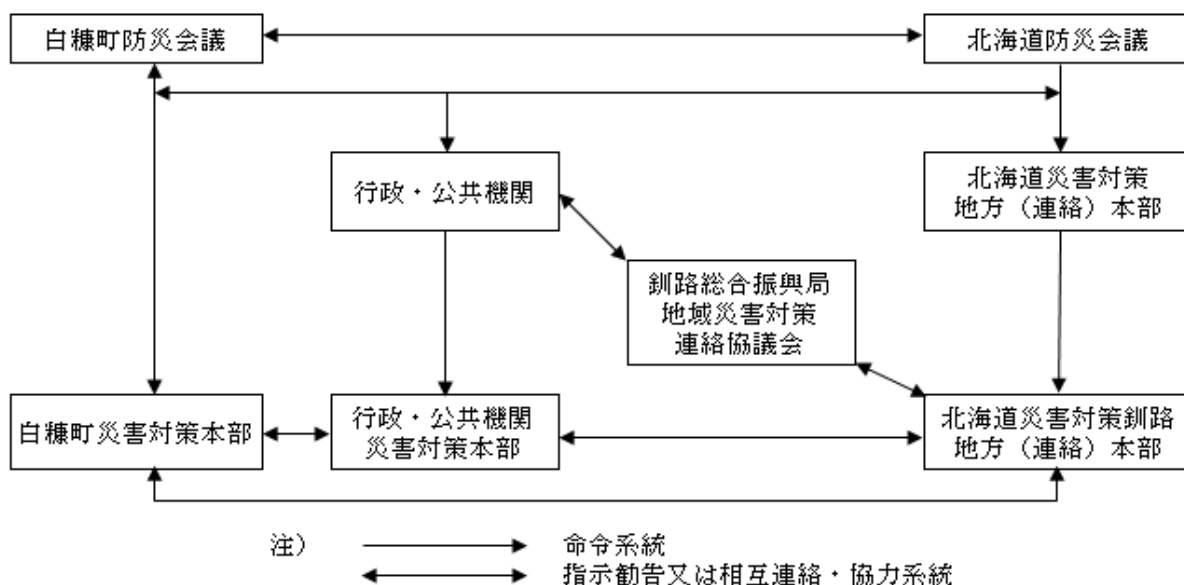
第2章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報等の伝達並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害時の実施体制の確立を図るものとする。

白糠町地域における防災行政を総合的に運営するための組織として町防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各機関はそれぞれ災害対策本部を設置して応急対策活動を実施するものとする。

その系統を図示すれば次のとおりである。

本町の地域における防災体制図

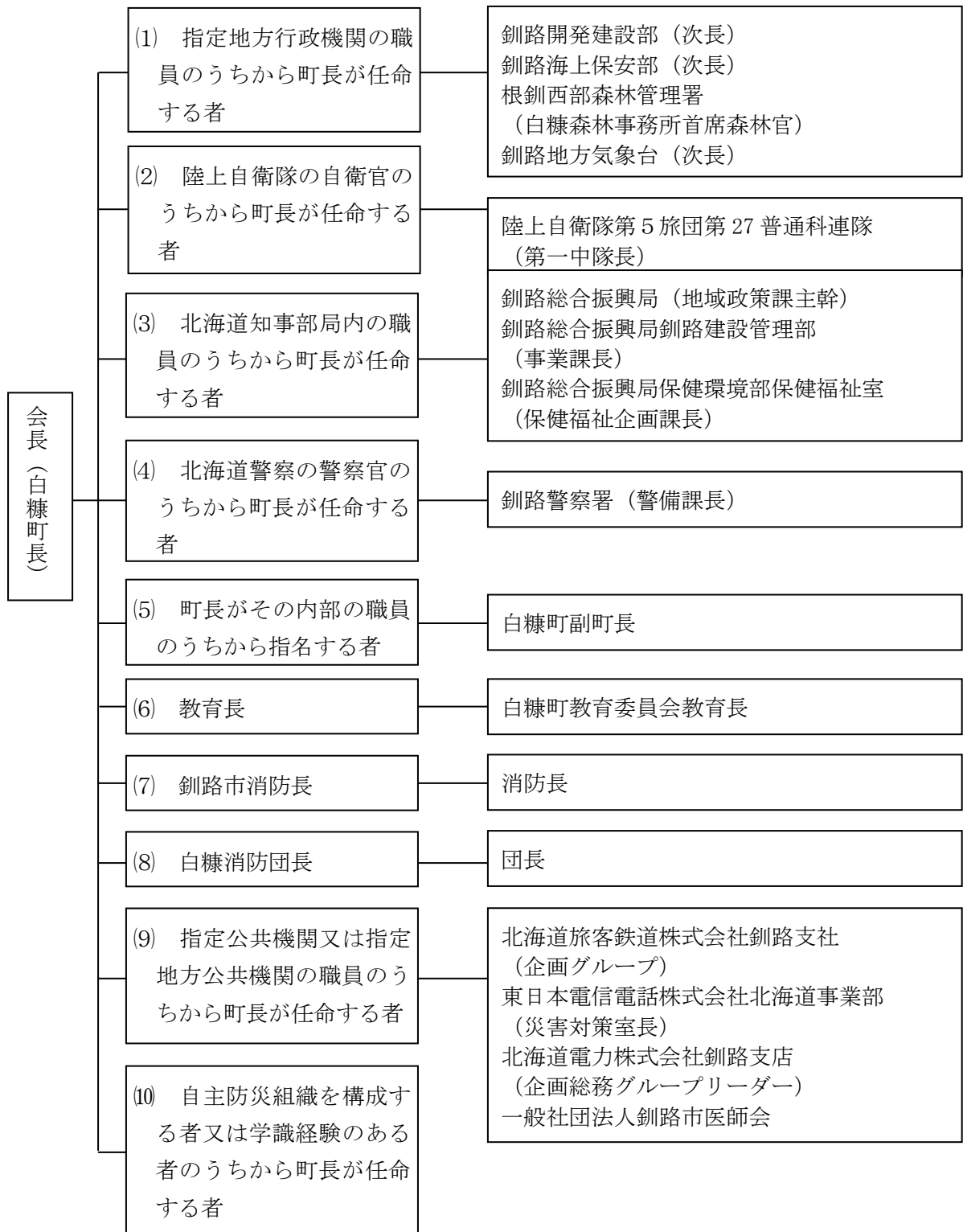


第1節 防災会議

基本法第16条の規定に基づき、町防災会議を設置し、町長を会長とし、白糠町防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行うものである。

組織及び運営の概要は、次のとおりである。

1 白糠町防災会議の組織（白糠町防災会議条例第3条）



2 防災会議の運営

防災会議の運営は、白糠町防災会議条例（昭和38年3月17日 白糠町条例第14号）及び白糠町防災会議運営規程（昭和61年3月19日 訓令第1号）の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

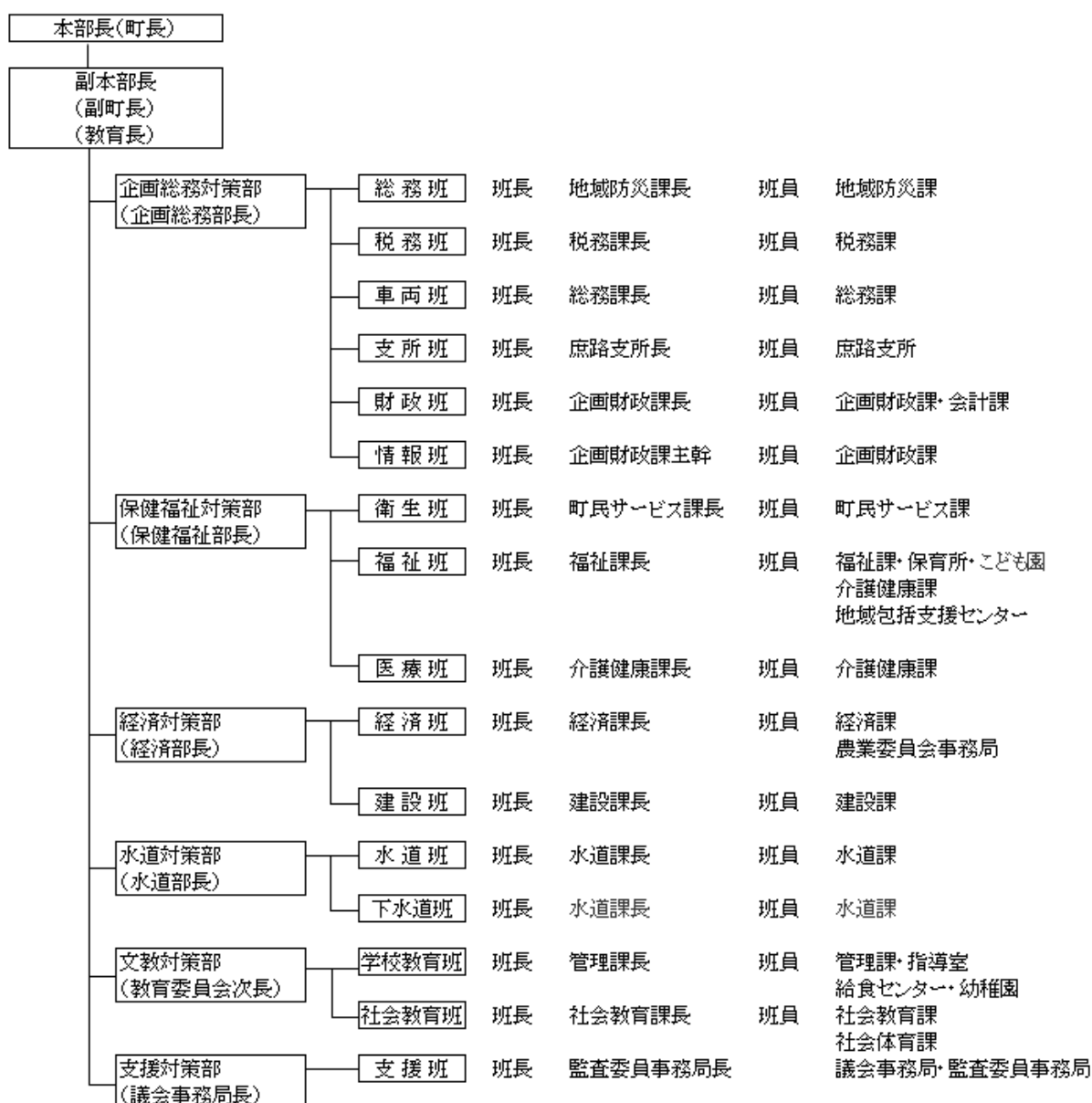
町長は、白糠町の区域内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置し、強力に防災活動を推進するものとする。

また、本部長（町長）が公務等により町内に不在の場合等その業務にあたるのが困難なときは、副本部長（副町長・教育長）がその職務を行う。

更に、本部長（町長）、副本部長ともに不在、又は対策本部への到着が遅れたときは、到着するまでの間、企画総務対策部長（企画総務部長）がその職務にあたるものとする。

1 災害対策本部の組織図

(1) 本部長会議構成員



2 災害対策本部の運営

(1) 本部会議

ア 災害対策本部会議は、災害対策に関し災害予防又は災害応急対策の重要事項を協議推進するため、本部長（町長）が必要と認めた場合に開催し、副本部長、本部員で構成する。

イ 災害対策本部会議は、本部長（町長）が招集する。

ウ 災害の規模態様により、本部長（町長）は職務遂行上特に必要と認めた本部員により、会議を開催することができる。

エ 本部員は、それぞれの所管事項について、会議に必要な情報及び資料を、提出しなければならない。

オ 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。また、本部員が出席できないときは代理の者が出席するものとする。

カ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務班長（地域防災課長）にその旨を申し出るものとする。

(2) 本部会議の協議事項

ア 本部の配備体制の確認、変更及び廃止に関すること。

イ 災害情報、被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ 関係機関等に対する応援の要請に関すること。

エ その他災害対策に関する重要な事項

(3) 災害対策本部の庶務

災害対策本部の庶務は、地域防災課において処理する。

(4) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長（町長）が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかに周知し、その徹底を図る。

(5) その他

その他、災害対策本部の運営に関し必要な事項は本部長（町長）が定める。

3 災害対策本部の業務分担

災害対策本部の各部の業務分担は、次のとおりとする。

[企画総務対策部]

部	班	対 策 業 務
各部共通	各班共通	1 所管に関する防災計画の作成及び修正に関すること。 2 所管に関する災害応急対策等に必要な資機材の整備点検、確保及び運行に関すること。 3 所管に関する被害状況調査、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 4 災害時における所管事項の執行記録に関すること。
企画総務対策部長 (企画総務部長)	総務班長 (地域防災課長)	1 町防災会議に関すること。 2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 3 災害対策本部の総括に関すること。 4 北海道及びその他関係機関に対する要請、資材調整及び報告に関すること。 5 自衛隊の派遣要請に関すること。 6 災害情報の収集及び伝達に関すること。 7 救助法の適用業務に関すること。 8 本部員の非常招集に関すること。 9 本部員の動員計画に関すること。 10 本部員の公務災害補償に関すること。 11 企業及び個人からの義援金・見舞金等の受付に関すること。 12 行方不明者の捜索に関すること。 13 各部・班との連絡調整に関すること。 14 ボランティアの受入体制に関すること。 15 総合行政情報システムの維持管理に関すること。 16 被災者の救助計画及び実施に関すること。 17 災害住宅融資のあっせんに関すること。 18 り災証明の発行に関すること。 19 その他各部(班)に属さないこと。
	税務班長 (税務課長)	1 被災者の税務相談及び町税減免措置に関すること。
	車両班長 (総務課長)	1 災害時の車両の確保に関すること。 2 災害時の輸送対策に関すること。
	支所班長 (庶路支所長)	1 災害対策支部の総括に関すること。 2 災害情報の収集及び伝達に関すること。 3 本部・各班との連絡調整に関すること。 4 地区住民の避難誘導に関すること。
	財政班長 (企画財政課長)	1 災害対策の予算編成、経理及び資金調達に関すること。 2 義援金・見舞金等の保管に関すること。 3 災害関係費の出納に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。
	情報班長 (企画財政課長主幹)	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 災害現地の視察及び情報収集に関すること。 3 災害写真の撮影に関すること。 4 災害広報、避難場所等の周知広報に関すること。 5 避難所の開設及び管理に関すること。 6 住民組織等との連絡調整及び協力要請に関すること。

第2章 防災組織

〔保健福祉対策部〕

部	班	対 策 業 務
保健福祉 対策部長 (保健福祉 部 長)	衛生班 班 長 (町民サービス課長)	1 災害時における廃棄物の処理に関する事 2 被災地の環境衛生保持に関する事 3 災害時の遺体の処理に関する事 4 災害時の交通安全に関する事 5 住民の避難誘導に関する事 6 部内の連絡調整に関する事
	福祉班 班 長 (福祉課長)	1 被災者の生活保護及び生活必需品の支給に関する事 2 日赤救助機関及びその他民間団体との連絡調整に関する事 3 所管施設及び身障者等の避難誘導に関する事 4 救援物資の調達、支給に関する事 5 被災者に対する応急炊きだしに関する事 6 人的、住家被害の把握に関する事 7 被災者に対する見舞金に関する事
	医療班 班 長 (介護健康課長)	1 医療機関及びその他関係機関との連絡調整に関する事 2 感染症の予防及び防疫に関する事 3 災害時の医療及び助産に関する事 4 医療救護所の設置に関する事 5 医療活動実施に伴う事務に関する事

〔経済対策部〕

部	班	対 策 業 務
経 済 対策部長 (経済部長)	経 済 班 班 長 (経済課長)	1 被災農家の援助対策に関する事 2 農業関係機関等との連絡調整に関する事 3 農、畜産物及び家畜の防疫及び衛生に関する事 4 山林火災の予消防に関する事 5 林業関係機関等との連絡調整に関する事 6 林野の病虫害等の防疫に関する事 7 被災漁家の援助対策に関する事 8 海上保安部及び漁業関係機関との連絡調整に関する事 9 船舶の緊急避難対策に関する事 10 海難救助対策に関する事 11 商工関係団体との連絡調整に関する事 12 中小企業者への災害融資等の相談と対策に関する事 13 災害時の物価対策に関する事 14 労務相談及び労務者の雇い上げに関する事 15 災害時の応急食糧及び燃料その他援助物資の調達に関する事 16 部内の連絡調整に関する事
	建 設 班 班 長 (建設課長)	1 交通不能箇所等の運行及び障害物の除去に関する事 2 雪害対策に関する事 3 関係河川の水位雨量の情報収集に関する事 4 水防技術の指導に関する事 5 避難所及び応急仮設住宅の建設に関する事 6 被災地の住宅建築指導に関する事 7 災害時における都市計画事業に関する事 8 部内の連絡調整に関する事

第2章 防災組織

〔水道対策部〕

部	班	対 策 業 務
水道対策部 部長 〔水道部長〕	水道班 班 長 〔水道課長〕	1 水道施設及び下水道施設の被害調査、復旧及び保全に関する こと。 2 応急給水及び給水広報に関すること。 3 被災者の水道料金及び下水道使用料等の減免等に関するこ と。 4 応急復旧及び情報収集に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。

〔文教対策部〕

部	班	対 策 業 務
文教対策部 部長 〔教育委員会 管理課長〕	学校教育班 班 長 〔指導室長〕	1 児童生徒の避難誘導、救助及び応急教育対策に関すること。 2 児童生徒の医療、防疫及び学用品等の支給に関すること。 3 児童生徒の学校給食の確保に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。
	社会教育班 班 長 〔社会教育課長〕	1 社会教育及び社会教育関係団体の連絡調整及び協力要請に関 すること。 2 文化財の保全に関すること。 3 社会教育及び社会体育施設入場者の避難誘導に関すること。

〔支援対策部〕

部	班	対 策 業 務
支援対策部 部長 〔議会事務局長〕	支援班 班 長 〔監査委員事務局長〕	1 各部への必要に応じた協力に関すること。

4 災害対策本部の設置基準、廃止の時期・公表・場所

(1) 設置基準

基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号に該当し、町長が必要と認めるときは、設置するものとする。

- ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して、特に対策を要するとき。
- ウ 気象、地象及び水象についての情報又は、警報を受け非常配備の必要があるとき。
- エ 白糠町を含む地域に「震度5弱」以上の地震を観測したと発表されたとき。
- オ 北海道太平洋沿岸東部に津波予報の「津波警報・大津波警報」が発表されたとき。

(2) 廃止

本部長（町長）は予想された災害の危険が解消されたと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められたときは、災害対策本部を廃止する。

(3) 公表

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を防災会議構成機関等次に掲げるものに対し、電話、文書、その他の方法で通知及び公表する。

また、廃止した場合の公表については、設置の場合に準じる。

(設置、廃止の通知公表)

- ア 防災会議構成機関
- イ 北海道知事（釧路総合振興局長）
- ウ 所轄警察署長（白糠交番、西庶路駐在所、庶路駐在所）
- エ 釧路市西消防署（白糠消防支署）
- オ 住民
- カ 町職員
- キ その他防災関係機関

(4) 設置場所

設置場所は、役場庁舎とする。ただし、災害の状況により庁舎が使用できない場合は、他の公共施設を使用するものとする。

5 標識

- (1) 災害対策本部設置期間中は、本部所在施設入口に本部を表す標示板等（別図1）を掲出するものとする。
- (2) 本部長（町長）・副本部長・本部員・各班長及びその他本部の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、腕章（別図2）を着用するものとする。
- (3) 災害時において非常活動に使用する本部の自動車の見えやすいところに標式（別図3）を掲出するものとする。

6 本部の配備体制

(1) 非常配備の基準

ア 本部は、災害の発生が予想される場合又は発生した場合において、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。

ただし、本部が設置されない場合であっても、必要と認めたときは非常配備に関する基準により配備の体制をとるものとする。

イ 非常配備の種別・配備基準（時期）・配備内容・参集体制等は、別紙1のとおりとし、配備の決定は本部長（町長）が行う。

(2) 本部各班の動員

動員（招集）の方法は、次のとおりとする。

- ア 企画総務部長は、本部長（町長）の非常配備決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非常配備の種別を通知するものとする。
- イ 上記の通知を受けた各部長、班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- ウ 各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- エ 各班においては、あらかじめ所掌する業務内容について活動要領を作成し、班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。
- オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

7 非常配備体制の活動要領

(1) 本部の活動開始及び終了

ア 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、災害対策本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

本部長（町長）は、予想された災害の危険が解消されたと認められるとき又は、災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し解散するものとする。

(2) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 企画総務対策部長（企画総務部長）は、本部長（町長）の職員非常配備指令を受け、各班長等へ通知するものとする。
- (イ) 企画総務対策部長（企画総務部長）は、釧路地方気象台、その他関係機関と連絡をとり、気象情報の收受・伝達、その他災害に関する情報を収集し、本部長（町長）に報告するとともに、関係部長、班長等へ連絡する。
- (ウ) 関係各部長、班長は情報又は連絡に即応し、情勢に対応する処置を実施するとともに随時職員に適切な指示を行うものとする。
- (エ) 第1非常配備につく職員の人員は、状況により各部長において増減するものとする。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 本部長（町長）は、本部の機能を円滑に推進するため、必要に応じて本部会議及び班長会議を開催する。
- (イ) 各対策部長は、情報の収集伝達を強化する。
- (ウ) 企画総務対策部長（企画総務部長）は関係部長、班長及び町防災会議構成機関、その他関係機関と連絡を密にして、客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長（町長）に報告するものとする。
- (エ) 各部長、班長は、次の措置を執り、その状況を本部長（町長）に報告するものとする。
 - a 事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務に就かせること。
 - b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。
 - c 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備し、協力体制を強化すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各部、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、各班長は、その活動状況を本部長（町長）に報告するものとする。

エ 勤務を要しない日、祝日、年末年始、夜間用の連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が重要であることから、本部は、勤務を要しない日、祝日、年末年始、夜間等においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡がとれない場合を想定した、主な自主参集基準を定める。

(3) 本部連絡員、本部情報収集責任者

本部長（町長）は、必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員を置くものとする。

ア 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員の内から指名する者をもって充てる。

イ 本部連絡員は各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項をそれぞれ所属する対策部に伝達するものとする。

第2章 防災組織

別紙1

非常配備に関する基準及び職員の自主参集基準

種別	区分	配備・体制の内容
気象情報等連絡体制	配備基準 (時期)	<p>(1) 気象業務法に基づく気象、地面現象等に関する警報（暴風雪・暴風・波浪・高潮・大雨・洪水・大雪・噴火・地震動）並びに土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が、本町を含む地域対象に発表されたとき。</p> <p>(2) 気象業務法に基づく気象、地面現象等に関する注意報（風雪・強風・波浪・高潮・大雨・洪水・大雪・雷・濃霧・なだれ・噴火・地震動）が本町を対象に発表され、数時間後に警報に変わるおそれがあるとされるとき。</p> <p>(3) 釧路・根室地方で震度4の地震が発生したとき。</p> <p>(4) その他、本部長(町長)が必要と認めたとき。</p>
	配備内容 (任務)	<p>(1) 釧路地方气象台その他関係機関と連絡をとり、気象・地象等に関する情報の収集の収集を実施する。この際、企画総務対策部（地域防災課）、経済対策部建設班（建設課）、保健福祉対策部衛生班（町民サービス課）と伝達、連絡を密にし情報を共有する。</p> <p>(2) 状況により、速やかに関係課長等、町民、関係機関等へ周知、連絡できるようにする。</p>
	参集体制	<p>(1) 企画総務対策部、経済対策部建設班、保健福祉対策部衛生班の内から必要な要員が参集する。</p> <p>(2) 緊急時に速やかに関係機関、住民、関係者等への連絡がとれる体制をとり、状況により第1非常配備体制等に円滑に移行できる体制とする。</p>

第2章 防災組織

種別	区分	配備・体制の内容
災害警戒本部	第1非常配備体制	<p style="text-align: center;">配備基準 (時期)</p> <p>(1) 気象業務法に基づく気象、地面現象等に関する警報（暴風雪・暴風・波浪・高潮・大雨・洪水・大雪・噴火・地震動）並びに土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が、本町を含む地域に発表され、被害は局地的で比較的軽微と見込まれるが、災害の発生が予想されるとき又は発生し、初期的な災害対策を実施する必要があるとき。</p> <p>(2) 風雪・強風・波浪・高潮・大雨・洪水・大雪・雷・濃霧・なだれ・噴火・地震動等の状況により、被害は軽微と見込まれるが、公共機関・施設及び町内の状況を把握する必要があると認められる程度の災害の発生が予想され、警戒が必要になったとき。</p> <p>(3) 局地的に比較的軽微な災害の発生が予想される時又は発生し、初期的な災害対策を実施する必要があるとき。</p> <p>(4) 本町地域で震度4を観測する地震が発生したとき。</p> <p>(5) 北海道太平洋沿岸東部に「津波注意報」が発表されたとき。</p> <p>(6) 気象庁及び太平洋津波警報センター（PTWC）から、遠地地震等発生による津波情報が、本町を含む沿岸地域に発表され、津波の高さが高いところで50cm程度と予想されたとき。</p> <p>(7) その他、本部長（町長）が必要と認めたとき。</p>
	配備内容 (任務)	<p>(1) 災害警戒本部を設置する。災害情報の収集、伝達、連絡のため、企画総務対策部、経済対策部建設班、保健福祉対策部衛生班の少数の人員をもって充たる。</p> <p>(2) 本町地域で震度4を観測する地震が発生、又は津波注意報が発表された場合、速やかに本町沿岸地区を巡視する。</p> <p>(3) 「津波注意報」が発表されたときは、速やかに本町沿岸地区の樋門等を閉鎖できる準備を整える。（状況に応じ、本部長（町長）の指示に基づき速やかに樋門等を閉鎖できる体制をとる。）</p> <p>(4) 状況により速やかに関係課長や関係機関等へ周知・連絡する。</p>
	参集体制	<p>(1) 町長、副町長、企画総務対策部、経済対策部、保健福祉対策部の必要な人員をもって充たる。</p> <p>(2) 「津波注意報」が発表されたときは、(1)の要員及び必要な班の体制とする。</p> <p>(3) その他状況に応じ、本部長（町長）が当該非常配備を命じたとき。</p> <p>(4) 状況により、第2非常配備体制等に円滑に移行できる体制とする。</p>

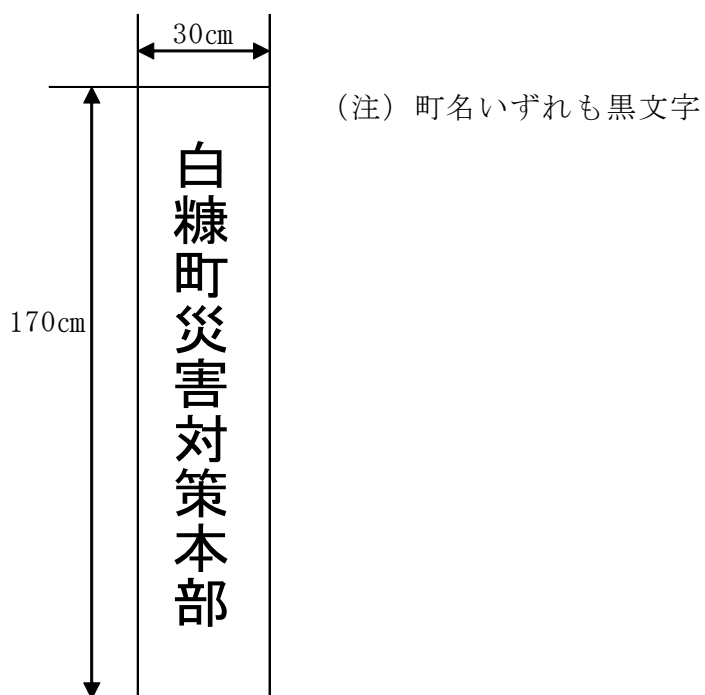
第2章 防災組織

種別	区 分	配備・体制の内容	
災害警戒本部	第2 非常 配備 体制	配備基準 (時期)	(1) 局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき。 (2) 比較的軽微な規模の災害が発生したとき。 (3) 本町地域で震度5弱及び5強を観測する地震が発生したとき。 (4) 北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表されたとき。 (5) 気象庁及び太平洋津波警報センター(P TWC)から、遠地地震等発生による津波情報が、本町を含む沿岸地域に発表され、津波の高さが高いところで1 mから2 m程度と予想されたとき。 (6) その他状況に応じ、本部長(町長)が必要と認めたとき。
		配備内容 (任務)	(1) 災害対策本部を設置し、全職員をもって各部指定の所掌の業務分担により活動するもので、状況によりそれぞれの災害応急活動を実施する。 (2) 津波警報が発表されたときは、速やかに海岸地区住民に対し、避難勧告を発令するとともに、樋門等を閉鎖する。 (3) 地震(震度5弱及び5強以上)、津波警報が発表されたときは、白糠町防災行政無線(同報系)で住民に周知する。 (4) 地震(震度5弱及び5強以上)が発生したときは、状況に応じて速やかに避難施設を開放し、巡視する。 (5) 津波警報が発表されたときは、津波指定避難場所を開放し、巡視する。
		参集体制	(1) 全職員。 [身の安全を確保してから参集すること]
	第3 非常 配備 体制	配備基準 (時期)	(1) 広域にわたる災害の発生が予想され被害が甚大であると予想される時、又は本部長(町長)が当該非常配備を命じたとき。 (2) 予想されない重大な災害が発生したとき。 (3) 本町地域で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。 (4) 北海道太平洋沿岸東部に大津波警報が発表されたとき。
		配備内容 (任務)	(1) 災害対策本部を設置し、職員全員をもって各部指定の所掌により活動するもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。 (2) 大津波警報が発表されたときは、速やかに海岸地区住民に対し避難指示(緊急)を発令するとともに樋門等を閉鎖する。 (3) 地震(震度6弱以上)、大津波警報が発表されたときは、白糠町防災行政無線(同報系)で住民周知する。 (4) 地震(震度6弱以上)が発生したときは、状況に応じて速やかに避難施設を開放し巡視をつける。 (5) 大津波警報が発表されたときは、津波指定避難場所を開放し巡視をつける。
		参集体制	(1) 全職員。 [身の安全を確保してから参集すること]

第2章 防災組織

職 員 の 自 主 参 集 基 準	<p>1 釧路根室管内で震度4以上の地震が発生したとき。 企画総務対策部、建設班 〔その他職員は、自宅待機等で連絡がとれる体制〕</p> <p>2 本町地域で地震が発生したとき。 (1) 震度4 企画総務対策部、建設班 〔その他職員は、自宅待機等連絡が取れる体制〕 (2) 震度5弱以上 全職員</p> <p>3 北海道沿岸東部に津波情報が発表されたとき。 (1) 津波注意報 企画総務対策部、建設班、経済班 〔その他の職員は、自宅待機若しくは連絡が取れる体制により、 高台等へ自主避難〕 (2) 津波警報・大津波警報 全職員 〔身の安全を確保してから参集すること〕</p>
<p>(備考)</p> <p>1 自主参集とは、日曜、休日、祝日、年末年始、夜間等の勤務時間以外の災害発生時等において、通信の途絶等が想定されることから、本部長（町長）、地域防災課長等、町からの非常招集等の通知が無くとも、テレビ、ラジオ、その他の方法により地震、津波注意報、津波警報を覚知した場合は、自主的に所定の配備につくものとする。 なお、その場合の参集場所は、特に指示がない場合は各所属先とする。 また、災害の規模、特性に応じ、上記基準によりがたいと認められるときは、まず自分の身の安全を確保したうえで、可能な限り自主参集し、臨機応変の配備体制を整えるものとする。</p> <p>2 全職員の登庁で災害の状況により緊急を要するとき、あるいは広範囲にわたり応急対策が必要な場合は「災害時における西庶路、庶路地区職員登庁要綱」に基づき西庶路・庶路地区職員は、庶路支所に集合し、配備体制をとるものとする。</p>	

別図1 標示板



別図2 腕章
本部長 (町長) 用



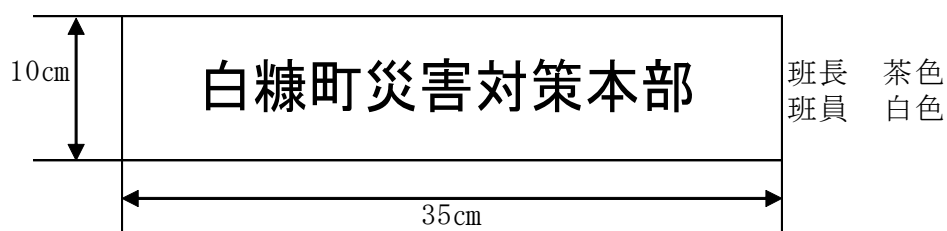
副本部長 (副町長・教育長) 用



部長用

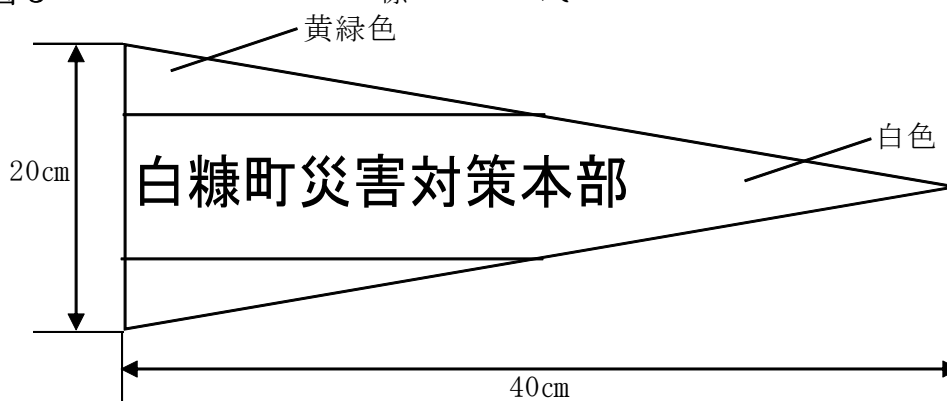


部員用



別図3

標式



第3節 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、本部長（町長）は災害の状況により、本部及び関係機関の職員をもっても人員に不足を生じた等、必要と認めるときは、町内会及び各種団体、住民組織等に対し次の協力を求めるものとする。

1 協力要請事項

町内会及び各種団体、住民組織等に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所と、被災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害地の公共施設の保全に関すること。
- (4) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (5) 災害情報等の地域住民等に対する広報に関すること。
- (6) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (7) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (8) 本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (9) その他災害応急活動に必要な事項で、本部長（町長）が協力を求めた事項。

2 協力要請先

住民組織及び各種団体の名称	代表者等氏名	連絡先	備考
各町内会	各町内会長等	各会長宅	事務局 白糠町役場企画財政課内
白糠町女性団体連絡協議会	会長	会長宅	事務局 会長宅
白糠町町赤十字奉仕団	会長	会長宅	連絡調整 白糠町役場福祉課
白糠町商工会	会長	会長宅	事務局 白糠町商工会
白糠町商工会青年部・女性部	各部長	各部長宅	事務局 白糠町商工会
白糠漁業協同組合青年部・女性部	各部長	各部長宅	事務局 白糠漁業協同組合
釧路丹頂農業協同組合青年部 音白支部	支部長	支部長宅	事務局 釧路丹頂農業協同組合
釧路丹頂農業協同組合女性部 白糠支部	支部長	支部長宅	白糠支所

3 住民に対する伝達方法

災害情報等を住民に伝達する場合は、白糠町防災行政無線(同報系)、広報車、電話等により周知徹底するとともに、各地区の町内会長を通じて行うものとする。

町内会長については、随時変更があるので企画財政課に台帳を備え付けておくものとする。

4 地区別情報等の連絡責任者

気象警報及び災害情報の収集伝達のため、各地区町内会長等をもって地区情報連絡員に充てる。

5 防災責任者

防災責任者は地区情報連絡員をもって充て、次の活動について協力する。

- (1) 避難場所及び避難施設に避難している住民の統制、管理、情報の伝達
- (2) 防災訓練の地域住民への参加の周知
- (3) 災害時要援護者の避難誘導等の地域援助体制の強化
- (4) その他地域防災に必要なこと。

6 防災資機材等備蓄の利用

各住民組織や団体に対して協力要請し、応急活動、救助活動に必要な防災資材等については、町が備蓄している防災資機材等を利用するものとする。